

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第10号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和60年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次休暇の単位)</p> <p>第12条 年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(年次休暇の単位)</p> <p>第12条 年次休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>2及び3 (略)</p>
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第11条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 条例第11条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>

圏内の期間

(6)から(20)まで (略)

2 (略)

3 第1項第5号の2及び第10号から第13号までの特別休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4及び5 (略)

(6)から(20)まで (略)

2 (略)

3 第1項第10号から第13号までの特別休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4及び5 (略)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部人事課)